

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
1	R7. 11. 19	R7. 12. 1	（1）令和7年3月27日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和6年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況ー 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校 （2）令和6年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和5年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況ー 調査対象621校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校 （3）令和5年3月23日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和4年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況ー 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	35	1															教育庁都立学校教育 部高等学校教育課
2	R7. 11. 19	R7. 12. 1	令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和3年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況ー 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校					1											保存期間が超過したことに伴い廃棄しており、存在しないため。	教育庁都立学校教育 部高等学校教育課
3	R7. 10. 8	R7. 12. 1	○令和7年度都立高等学校及び中等教育学校（後期課程）で使用予定の補助教材一覧	530	1															教育庁指導部管理課
4	R7. 10. 8	R7. 12. 1	○【高等学校用デジタル教科書ライセンスの買入れ（単価契約）（3）（啓林館発行分）】契約書添付資料「内訳書（三鷹・新宿山吹・深沢・指導部）」 ○【中等教育学校（後期課程）及び高等学校用デジタル教科書ライセンスの買入れ（単価契約）（三鷹中等・多摩高校納品分）】契約書添付資料「内訳書（三鷹・多摩）」 ○【高等学校用デジタル教科書ライセンスの買入れ（単価契約）（2）（新宿山吹納品分）】契約書添付資料「内訳書（新宿山吹）」 ○【高等学校用デジタル教科書ライセンスの買入れ】契約書添付資料「内訳書（日野）」 ○【高等学校用デジタル教科書ライセンスの買入れ（単価契約）（1）（六本木・深沢高校納品分）】契約書添付資料「内訳書（六本木・深沢）」	5		1						1	1						・公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	教育庁指導部管理課
5	R7. 11. 18	R7. 12. 2	事業者から提出された見積書、提案書、仕様資料					1											作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁グローバル 人材育成部国際教育企画課
6	R7. 11. 27	R7. 12. 8	○「都内公立小中学校事務共同実施のあり方検討委託」仕様書一式	30	1															教育庁総務部総務課
7	R7. 11. 27	R7. 12. 8	○本年7月9日に電子入札された契約番号07 - 07036の「都内公立小中学校事務共同実施のあり方検討委託」の契約にあたり、業者より提出された「提案書」					1											作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課
8	R7. 12. 2	R7. 12. 11	東京都立〇〇学校経営企画室で収受した郵便物の収受簿（〇〇〇〇からの受信記録）						1	1									請求のあった文書があるかないかを明らかにすることで、不開示情報を開示してしまうこととなるため	都立〇〇学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
9	R7. 12. 2	R7. 12. 15	東京都立〇〇学校で実施された保健体育科の定期考査（1年分）すべて（平成23年～平成26年分）					1											現に保有しておらず、存在しないため	都立〇〇学校
10	R7. 12. 7	R7. 12. 19	東京都立大泉高等学校附属中学校 第10回 卒業証書授与式実施要項	5		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）。	都立大泉高等学校 附属中学校
11	R7. 10. 20	R7. 12. 19	（1）文書属性検索① （2）文書属性検索② （3）廃棄済検索	387		1					1				1				・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・円滑な事務運営に支障をきたすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	教育庁人事部職員課
12	R7. 10. 20	R7. 12. 19	平成24年度の8月から3月までの人事部職員課「24懲分審」の文書管理システムに保存されている文書番号、件名、日付（登録日、施行日など）、宛先、差出人などの一覧					1											対象となる公文書が存在しないため。	教育庁人事部職員課
13	R7. 12. 11	R7. 12. 23	1 開示請求者〇〇〇〇の父親である〇〇〇〇氏の〇〇〇〇について、〇〇〇〇氏の過去における〇〇〇〇登録の有無、及び、過去に登録があるとすれば、その登録年月日の記載がある文書及び当該登録申請に係る一切の書類（交付された登録証の写しを含む） 2 〇〇〇〇の現在の〇〇〇〇登録の登録者（現所持者）の氏名、登録されている住所、登録年月日の記載がある文書及び当該登録申請に係る一切の書類（交付された登録証の写しを含む） 3 （上記1において）〇〇〇〇氏が過去に〇〇〇〇登録を受けていたとしたら、〇〇〇〇氏の前登録者の氏名、登録されている住所、登録年月日の記載がある文書及び当該登録申請に係る一切の書類（交付された登録証の写しを含む） 4 （上記1において）〇〇〇〇氏が過去に〇〇〇〇登録を受けていたとしたら、その登録日から、現在の登録者（上記2の登録者）が登録を受けた日までの間に、〇〇〇〇について〇〇〇〇登録を受けた者の氏名、登録されている住所、登録年月日の記載がある文書及び各当該登録申請に係る一切の書類（交付された登録証の写しを含む） 5 （上記1において）〇〇〇〇氏が過去に〇〇〇〇登録を受けていないとしたら、現在の登録者（上記2の登録者）の前登録者及び前々登録者の氏名、登録されている住所、登録年月日の記載がある文書及び各当該登録申請に係る一切の書類（登録証の写しを含む） 6 〇〇〇〇に関して、〇〇〇〇氏における〇〇〇〇登録の登録の有無、登録があるとすれば、その登録時の住所、登録年月日の記載がある文書及び当該登録申請に係る一切の書類（交付された登録証の写しを含む） 外2件						1		1								請求のあった文書があるかないかを明らかにすることで、不開示情報を開示してしまうこととなるため	教育庁地域教育支援部管理課

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
14	R7. 11. 6	R7. 12. 23	01 高校生いじめ防止協議会の高校生委員の募集について（通知）（支援センター宛て） 03（様式1）高校生いじめ防止協議会高校生委員推薦書 04（様式2）高校生いじめ防止協議会高校生委員エントリーシート 05（別添1）令和7年度「高校生いじめ防止協議会」高校生委員募集要項 06（別添2）高校生いじめ防止協議会設置要項 01 高校生いじめ防止協議会の高校生委員の決定及び委嘱について（通知）（学校長宛て） 02 高校生いじめ防止協議会の高校生委員の決定及び委嘱について（通知）（保護者宛て） 03 高校生いじめ防止協議会の高校生委員の決定及び委嘱について（通知）（支援センター宛て） 06（別紙3）委嘱状 07 別添1 東京都いじめ防止対策推進条例 08 別添2 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則 09 別添3 高校生いじめ防止協議会設置要項 10 別添4 高校生いじめ防止協議会高校生委員募集要項 01令和7年度 高校生いじめ防止協議会事前打合せ 第1回 次第 01令和7年度 高校生いじめ防止協議会事前打合せ 第2回 次第 関係機関と連携した防災講話の実施について （別紙1）関係機関と連携した防災講話の実施に関する要項 （別紙2）関係機関と連携した防災講話の実施に係る申込書 （別紙3）関係機関と連携した防災講話の報告書 関係機関と連携した防災講話の協力について（依頼）（防衛省宛て） 別紙〔承諾書〕 （防衛省）承諾書 外22件	59	1															教育庁指導部管理課
15	R7. 11. 6	R7. 12. 23	01 高校生いじめ防止協議会の高校生委員の募集について（通知）（学校長宛て） 02（写）高校生いじめ防止協議会の高校生委員の募集について（通知）（学校長宛て） 04（別紙1）高校生いじめ防止協議会高校生委員一覧 05（別紙2）高校生いじめ防止協議会高校生委員参加同意書 令和7年度都立高校等における総合的な探究の時間プログラム運営等業務委託契約書	40		1					1	1	1		1				・公にすることにより、事務事業の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号） ・個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	教育庁指導部管理課
16	R7. 12. 11	R7. 12. 25	平成31年度都立中等教育学校及び都立中学校入学者決定業務に係る調査について（回答）					1											現に保有しておらず、存在しないため。	教育庁総務部総務課
17	R7. 12. 11	R7. 12. 25	【入学者選抜】正答率調査について（令和6年2月22日付5両附中第811号）	4		1									1				開示することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	都立両国高等学校 附属中学校
18	R7. 12. 16	R7. 12. 25	令和3年度～令和6年度東京都公立学校主任教諭選考年齢別合格者数	4	1															教育庁人事部選考課
19	R7. 12. 16	R7. 12. 25	・平成27年度～令和7年度東京都公立学校主任教諭選考合格判定基準 ・令和7年度主任教諭選考合格者の年齢構成 ・令和七年度主任教諭選考の選考会議議事録				1								1				・開示することが前提となると、公正かつ円滑な人事業務の遂行に支障をきたすため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当） ・作成及び取得しておらず存在しないため。	教育庁人事部選考課

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

					決定区分					（根拠規定） 条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
20	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	都立日比谷高等学校
21	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	2		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立三田高等学校
22	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1								個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立大崎高等学校
23	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立八潮高等学校
24	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立小山台高等学校
25	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	2		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	都立雪谷高等学校
26	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	2		1					1								・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立田園調布高等学校
27	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1								・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立蒲田高等学校
28	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	2		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立つばさ総合高等学校
29	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1								・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立六郷工科高等学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
30	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	2		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立美原高等学校
31	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	都立芝商業高等学校
32	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立戸山高等学校
33	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立駒場高等学校
34	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	2		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立目黒高等学校
35	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立新宿高等学校
36	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	都立青山高等学校
37	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立広尾高等学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
38	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立松原高等学校
39	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1							1						・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立桜町高等学校
40	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立千歳丘高等学校
41	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	1		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立世田谷総合高等学校
42	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立芦花高等学校
43	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立総合工科高等学校
44	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	6		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立園芸高等学校
45	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立鷺宮高等学校
46	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立富士高等学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
47	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立西高等学校
48	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	2		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立豊多摩高等学校
49	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立杉並高等学校
50	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	7		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立石神井高等学校
51	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立井草高等学校
52	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	1		1					1								・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立光丘高等学校
53	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立杉並総合高等学校
54	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立大泉桜高等学校
55	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	6		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立農芸高等学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
56	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	2		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立竹早高等学校
57	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立向丘高等学校
58	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	2		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	都立豊島高等学校
59	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	4		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立文京高等学校
60	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	1		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立北園高等学校
61	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立板橋高等学校
62	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1								・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立大山高等学校
63	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立高島高等学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
64	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立王子総合高等 学校
65	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	1		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立飛鳥高等学校
66	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1								・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号）	都立板橋有徳高等 学校
67	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	2		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立工芸高等学校
68	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立日本橋高等学 校
69	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立上野高等学校
70	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	2		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立竹台高等学校
71	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立江北高等学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
72	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	1		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立淵江高等学校
73	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立足立西高等学校
74	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立足立東高等学校
75	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立青井高等学校
76	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	2		1					1								・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立足立新田高等学校
77	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	5		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立蔵前工科高等学校
78	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立荒川工科高等学校
79	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	6		1					1								・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立足立工科高等学校
80	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	2		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立墨田川高等学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
81	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	2		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立本所高等学校
82	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	2		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立南葛飾高等学校
83	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立深川高等学校
84	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立東高等学校
85	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立城東高等学校
86	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立小松川高等学校
87	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立江戸川高等学校
88	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	都立小岩高等学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
89	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	5		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立葛西南高等学 校
90	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立篠崎高等学 校
91	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立紅葉川高等学 校
92	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立葛飾総合高等 学校
93	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	4		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立葛飾商業高等 学校
94	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	4		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立江東商業高等 学校
95	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立第三商業高等 学校
96	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立墨田工科高等 学校
97	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	2		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立葛西工科高等 学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
98	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立橋高等学校
99	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立八王子東高等 学校
100	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	2		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立日野高等学校
101	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	2		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立日野台高等学 校
102	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1								・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号）	都立町田高等学校
103	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立野津田高等学 校
104	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立成瀬高等学校
105	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1								・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号）	都立小川高等学校
106	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立町田工科高等 学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
107	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立八王子桑志高 等学校
108	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	6		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立立川高等学校
109	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立昭和高等学校
110	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号）	都立東大和高等学 校
111	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	2		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立武蔵村山高等 学校
112	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立東大和南高等 学校
113	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	2		1					1								・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号）	都立福生高等学校
114	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立羽村高等学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
115	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立青梅総合高等学校
116	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立上水高等学校
117	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	1		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立瑞穂農芸高等学校
118	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立武蔵高等学校
119	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立武蔵野北高等学校
120	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立保谷高等学校
121	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立久留米西高等学校
122	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立田無高等学校
123	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	都立小平高等学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
124	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立小平西高等学 校
125	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立東村山高等学 校
126	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立国分寺高等学 校
127	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	4		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東 京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立清瀬高等学 校
128	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立東村山西高等 学校
129	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	1		1					1								・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号）	都立田無工科高等 学校
130	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立神代高等学 校
131	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年 から 7 年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照 合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含 む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都 情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立調布北高等学 校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
132	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	都立府中東高等学校
133	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立府中西高等学校
134	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立国立高等学校
135	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立永山高等学校
136	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	6		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立第五商業高等学校
137	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	1		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立府中工科高等学校
138	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	6		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立農業高等学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
139	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立新島高等学校
140	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立神津高等学校
141	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	8		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立大島海洋国際高等学校
142	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立八丈高等学校
143	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立白鷗高等学校 附属中学校
144	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	1		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立大泉高等学校 附属中学校
145	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立桜修館中等 教育学校
146	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	2		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立立川国際中等 教育学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
147	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年から 7 年度）	3		1					1		1						・ 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・ 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立南多摩中等教育学校
148	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年から 7 年度）	3		1					1		1						・ 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・ 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立三鷹中等教育学校
149	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年から 7 年度）	3		1					1	1	1						・ 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・ 公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・ 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立立川国際中等教育学校附属小学校
150	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年から 7 年度）	3		1					1	1	1						・ 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・ 公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・ 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立葛飾盲学校
151	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年から 7 年度）	3		1					1		1						・ 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・ 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立八王子盲学校
152	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年から 7 年度）	3		1					1		1						・ 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・ 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立大塚ろう学校
153	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年から 7 年度）	3		1					1	1	1						・ 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・ 公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第 7 条第 3 号） ・ 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立葛飾ろう学校
154	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和 5 年から 7 年度）	3		1					1		1						・ 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第 7 条第 2 号） ・ 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第 7 条第 4 号）	都立村山特別支援学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
155	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立花畑学園
156	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	1		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立清瀬特別支援学校
157	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立葛飾特別支援学校
158	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立田園調布特別支援学校
159	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立八王子西特別支援学校
160	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	2		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立立川学園
161	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立小平特別支援学校
162	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立北特別支援学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
163	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立大泉特別支援学校
164	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立あきる野学園
165	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立府中けやきの森学園
166	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立鹿本学園
167	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立光明学園
168	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立王子特別支援学校
169	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立七生特別支援学校
170	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立町田の丘学園

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
171	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	都立高島特別支援学校
172	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	2		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立矢口特別支援学校
173	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立羽村特別支援学校
174	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	1		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	都立調布特別支援学校
175	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	都立小金井特別支援学校
176	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	6		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立水元特別支援学校
177	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立足立特別支援学校
178	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立港特別支援学校
179	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立石神井特別支援学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
180	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立多摩桜の丘学園
181	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	1		1					1								・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号）	都立白鷺特別支援学校
182	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立板橋特別支援学校
183	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立田無特別支援学校
184	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	1		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立永福学園
185	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	2		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立品川特別支援学校
186	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1	1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立練馬特別支援学校
187	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立青山特別支援学校

令和7年度 公文書開示（12月決定分）

					決定区分					（根拠規定）条例7条										
月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	不開示理由等	所管局部課等
188	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立水元小合学園
189	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立城東特別支援学校
190	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	1		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立臨海青海特別支援学校
191	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1	1							・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）	都立東久留米特別支援学校
192	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）	3		1					1		1						・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第7条第2号） ・公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号）	都立武蔵台学園
193	R7. 4. 9	R7. 12. 26	〇〇〇〇との間で交わされた〇〇〇〇の業務委託等に関する文書（令和5年から7年度）					1											請求に係る公文書は現に保有しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課